



丹波市農業委員会だより



【青垣町小倉 ラジコン式草刈機で法面を除草作業する様子】

近年、高齢化が進む地域において、良好な生活環境を保全するため、道路、河川、農地等の除草作業における課題解決に向けた実証実験の取組として、市が自治協議会に対して、ラジコン式草刈機を貸与しました。

◆丹波市農業委員会総会・委員研修会の開催	2ページ
◆農地パトロールの実施	2ページ
◆農地法の手続きについて	3ページ
◆地域からのたより	4～5ページ
◆農地の貸し借りの手続きが変わります	6ページ
◆農地中間管理機構による貸借 Q & A	7ページ
◆先進地視察の実施【小浜市農業委員会】	8ページ
◆全国農業新聞・農業者年金	8ページ

丹波市農業委員会総会・委員研修会の開催

令和六年七月一日に第二十一回丹波市農業委員会総会を開催しました。現在の委員は、令和六年七月から二年目の活動が始まりました。

総会では、令和六年度の事業計画や地域委員会等の役員構成、市が組織する各種委員会の委員を決定しました。

総会終了後には、委員研修会を開催し、「丹波市太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例について」を丹波市建設部都市住宅課から、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインについて」を兵庫県丹波農林振興事務所から説明を受けました。

また、岸本会長を講師に「コンプライアンス（法令等の遵守）について」の講話に

より、農業委員会委員として活動する中で、注意すべき点を再確認する機会となりました。



【総会の様子】



【委員研修会の様子】

農地パトロールの実施

毎年行っており、農地パトロールを令和六年八月十五日から二十七日にかけて、市内全域で実施しました。農地パトロールは農地の利用状況、転用許可後の状況の確認、さらに遊休農地の調査等を目的としています。

パトロールの結果、遊休農地は山間部だけでなく、農振農用地区域内の平地においても増加していることを確認しました。

農地が相続されない場合や耕作者の高齢化など、遊休農地となる理由はさまざまです。遊休農地については、当該農地所有者や耕作者に対し、農地利用最適化推進委員による面談や利用意向調査を行います。遊休農地は、農地集積の支障となるだけでなく、病害虫の発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど農業振興に悪影響をおよぼします。

農地は、食料生産の基盤であるとともに、農村の維持に欠かせない、大切な地域の財産です。農地の管理について、将来への不安やお困りごとは、担当の農地利用最適化推進委員や農業委員にご相談ください。

農地利用最適化
推進委員・
農業委員名簿



【農地パトロールの様子】

～農地の売買や農地を耕作以外の目的で利用する場合は、事前に農地法の手続きが必要です。～

●農地法第3条許可申請（農地の売買など）

農地を売買又は贈与により耕作目的で取得する場合は、事前に申請と許可が必要です。農作業従事日数が年間150日以上であること、所有又は借り受けている農地を全て耕作していることなどの要件があります。

※令和5年4月1日から下限面積の要件は、廃止されました。

●農地法第4条許可申請（農地の自己転用）

自己が所有する農地を耕作以外の目的で利用する場合は、事前に申請と許可が必要です。集団農地ではないこと（立地条件）や転用事業が確実に実行されるか（一般基準）など、許可基準を満たすことが必要です。

●農地法第5条許可申請（権利移動を伴う転用）

他人の農地を取得又は借り受けて耕作以外の目的で利用する場合は、事前に申請と許可が必要です。農地法第4条許可申請と同様に許可基準を満たすことが必要です。

●非農地証明願

登記地目が農地（田・畑）で現況が農地でない状態（山林、宅地等）が20年以上経過しており、現在も農地として利用していない土地の地目を変更する場合、農業委員会の非農地証明書が必要です。

※農業委員会が農地に復元することが出来ないと判断したものに限ります。

●農地の形状変更（盛土や切土）届出

農地の土壌改良などのために盛土や切土など、重機を使用した工事を行う場合は、事前に届出が必要です。

※施工面積が3,000㎡未満かつ施工期間が3か月以内である場合に限ります。これらを超える場合は、農地法第4条または農地法第5条の申請と許可が必要です。

●農業用施設等の届出（農業用倉庫等）

自己が所有する農地を自己の農業用施設（農業用倉庫、農機具庫等）として利用する場合は、事前に届出が必要です。

※転用面積が200㎡未満の場合に限ります。転用面積が200㎡以上の場合は、農地法第4条の申請と許可が必要です。

●農地法第3条の3の届出（相続の届出）

相続により農地の所有権を取得した場合は、届出が必要です。

丹波市農業委員会
ホームページ➡



地域からの たより



農業で心も体も健康に

氷上町下新庄

丹波小林屋 小林 友美

私は代々続く農家の長女として生まれました。大阪に就職し結婚、シングルマザーと

なり子育てをしながら家事や仕事と奮闘していた矢先に体調を崩してしまい、丹波にUターン。薬を飲んでも体調が改善しない中で、昔ながらの民間療法や東洋医学に興味を持ち、体質改善のために畑にハーブや薬草などを栽培し始めました。

ある日、畑でバジルの香りや丹波の美しい景色に癒されていると、祖母が育てていた茶畑とバジルが重なりました。これをきっかけに試行錯誤を経てバジル茶を開発し、体調がよくなったことで製品化を進めました。このお茶で心も体も元気になり、沢山の笑顔を増やしていきたい、そんな思いから就農に至りました。

現在はスイートバジル、ホーリーバジル、丹波黒枝豆や黒大豆など様々な野菜を化学肥料や除草剤を一切使用せず栽培しています。草刈りに奮闘しつつ自然に優しい農業を心がけ、丹波の景観や先祖代々守ってきた農地を残したいという強い思いで農業を続けています。

今までの農業イメージの3Kとは違う、3K（綺麗になれる・健康になれる・稼げる）農業を目指し、人生一〇〇年時代を現役で農業を楽しみ、SNSなどで情報を発信し、農業がしたいという女性が増え地域雇用を生むことで地域と農業の発展に貢献していきたいと思っています。



【Instagram】



【ホームページ】



【ショップ】



【小林友美さん】

わっしょい

春日町多利

丹波わっしょい農園 中川 清一

私は、十一年前に名古屋から移住してシェアハウスをスタートし酒蔵で蔵人として働いている時に酒米を作り出したのをきっかけに農業に魅せられ、今から三年半前の二〇二一年より農業を始めました。

機械もお金も農業の知識も何もないところからのスタートでしたが丹波のたくさんの方々の先輩農家、地元の方々、お客さん、直売所、農機屋さん、家族、世界にいる友人…と表せないほどたくさんの方に助けてもらいながら農業を続けています。

課題はたくさんありますが美味しいものをとにかく作って農業を継続していくことが皆さんへの恩返しと思いい日々楽しんでおります。

現在の作付けは水稲三・七ヘクタール、黒大豆二ヘク



【丹波わっしょい農園】

タール、小豆一ヘクタール、さつまいも三ヘクタール、白ネギ二アール、ハウス栽培でトマト、玉ねぎを中心に相手のやつちゃんこと廣瀬康行さんと二人で農作業を回しております。

「子どもに食べさせたいものを皆様に」をモットーに農薬、化学肥料を使わない農法でおっさん二人で汗と鼻水を垂らしながら年中動いています。

地元の人に食べてもらうことをまずは一番に考えていますので直売所（JA丹波ひかみ、道の駅おばあちゃん）の里、いちじま丹波太郎）やゆめタウンなどをメインに置かせて頂いているので「わっしょい」の文字を見かけたら是非手にとって下さい。笑顔で食べていただけたら幸いです。

異国の郷で農業の道へ

山南町篠場

株式会社グリーンパス丹波農園

代表取締役 李 剣 峰

私は、平成十三年に来日しました。日本語学校で日本語を習得してから、同志社大学の博士課程（後期）まで勉強してきました。アルバイトをしながら過ごした十七年間の留学生生活は、私にとって重要な人生経験になっています。

平成三十年に、私は大学を離れて、農業で起業を決心してから、多くの心優しい日本人の方々に恵まれています。農作物の栽培から農業経営までの様々なことは、ずっと勉強をしてきた私にとって、全くの未経験領域です。色々な不安を持って、何度も丹波市の農業委員会や農林振興課に足を運んでいました。畑の借り方や認定申請の仕方から農作物の作り方まで優しく教えて頂きました。そして心を支

えていただいたのは、決して役所の職員の方々だけではありません。周りに住んでいるお婆ちゃんやお爺ちゃんたちなどの地元の方々も田舎で農業をやっている私にとってのかけがえのない存在です。正月の時の冷たいジュースなどは、教科書では勉強できない日本人の温かい心と人情を染み込み感じました。

令和二年三月に丹波市の「青年等就農計画認定」を受けました。この認定をきっかけとして、この年から大規模でナスとピーマンを栽培することを決めました。兵庫県農業改良普及センターの指導などを受けて、ナスとピーマンについての勉強も始まりました。色々試行錯誤をしながら、昨年にナス一六〇〇本とピーマン一三〇〇本の栽培に成功しました。売上高も前年度の倍以上に上がりました。今年の栽培計画はナス二〇〇〇本とピーマン二〇〇〇本になります。農作物の販売先もダイエーや阪急オアシスなどのスーパーの委託販売から神戸

中央市場まで拡大してきました。昨年五月に丹波市の「農業経営改善計画認定」を新しく受けました。この認定が自分にとっての新たなスタートとして、様々な挑戦を与えられるものだと強く感じています。だから、私は微力だと思いつつ日本の農業高齢化という社会問題に自分なりに挑戦し、地域農業に対しても自分なりの力を捧げて行きたいと思っています。

今年に入ってから、日本で過ごしてきた期間は既に中国で過ごしてきた期間を超えてきました。今までの人生の半分以上を日本で過ごしてきました。日本は私にとって、もう第二の故郷ではなく、本当の故郷になってきました。最後に、残された人生を「丹（まごころ）の里」で過ごそうと決心しました。



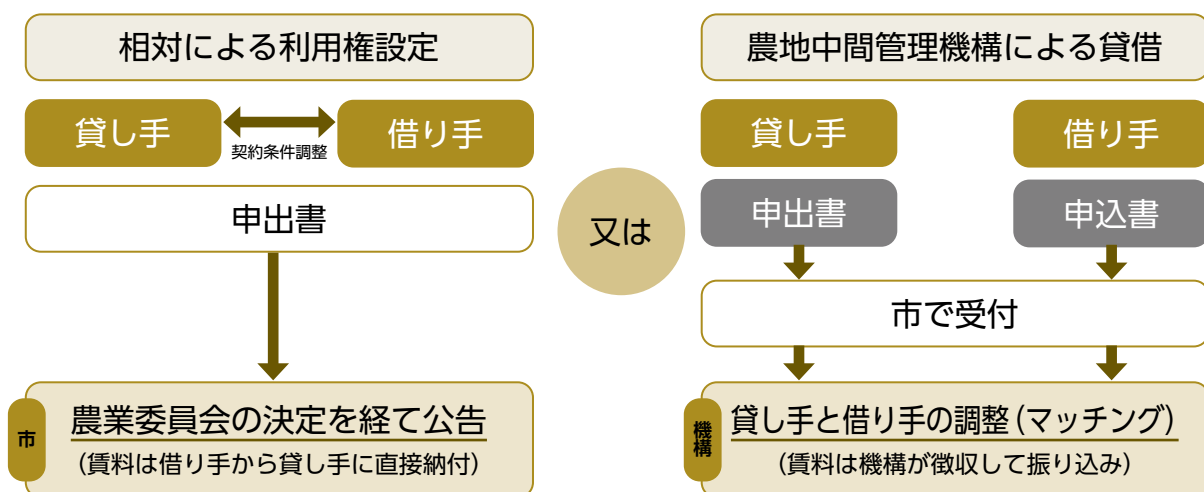
【李剣峰さん】

農地の貸し借りの手続きが変わります

【変更のポイント】

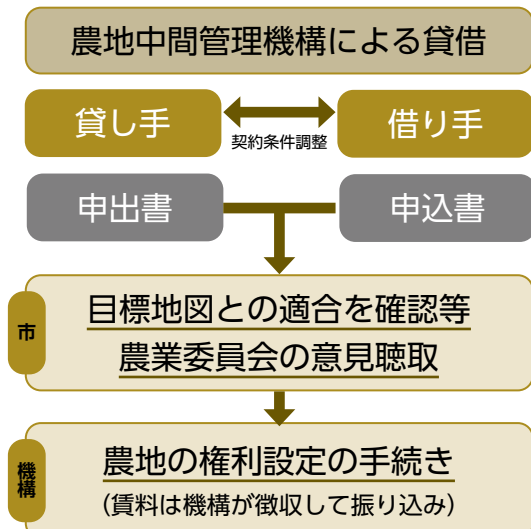
- ① 令和5年4月1日から、関係法令の改正により貸し手と借り手の相対による利用権設定の手続きが制度上廃止され、農地中間管理機構が仲介する方式に変わりました。
- ② 経過措置として、令和7年3月31日までは従来の利用権設定が可能です。ただし、それまでに「地域計画」を策定した集落については、相対による利用権設定は出来ません。

これまでの手続き



※手続き方法一本化

地域計画策定後又は 令和7年4月1日からの手続き



地域計画を策定した集落

柏原地域

拳田・大新屋・北山・田路・北中・小南・石戸

青垣地域

市原・岩本・栗住野・小稗・明号・中佐治

春日地域

奥野村・西野々・古河・多利・野上野・中山・野瀬・上三井庄・下三井庄・鹿場・棚原・石才・野山・天王・山田

氷上・山南・市島地域

令和6年度に策定予定

農地中間管理機構による貸借 Q&A

Q1 農地中間管理機構とはどのような組織ですか？

A1 農地中間管理機構は、農地を貸したい人から農地を借り受け、耕作を希望する人にまとまりのある形で農地を貸し付ける事業を行っています。兵庫県では、公益社団法人ひょうご農林機構が指定を受けています。

Q2 「地域計画」「目標地図」とは？

A2 「地域計画」とは、地域での話し合いにより目指すべき将来の農業のあり方と農地利用の姿を明確にする計画です。令和7年3月31日までに策定することが求められています。「目標地図」とは、話し合いを重ねながら、将来の担い手を農地1筆ごとに割り当てた、将来の農地利用の設計図です。

Q3 事業を利用すると手数料がかかる？

A3 貸借事務に手数料はかかりません。

Q4 貸借期間に制限等はあるのか？

A4 原則10年以上の設定が必要です。

Q5 貸借期間途中で解約はできる？

A5 貸し手と借り手の双方が合意している場合は可能です。やむを得ない理由による借り手からの解約の場合、1年間は農地中間管理機構が管理し、その間に関係機関と協力し新たな借り手を探します。1年経っても借り手が見つからない場合は、貸し手に返還されます。

Q6 使用貸借と賃貸借のどちらでも設定可能か？

A6 どちらでも設定可能です。貸し手と借り手で協議してください。
賃貸借の場合は、農地中間管理機構が、借り手から賃料を徴収し、貸し手に支払われます。借り手からの徴収は、機構が発行する請求書に基づき金融機関の指定口座へ振り込んでいただき、貸し手への支払いは、届出いただいた金融機関の指定口座へ機構から振り込まれます。
※ 米等の収穫物による物納の取り扱いはありませんので、当事者間でご対応ください。
※ 振込手数料が発生する場合は、振込者(借り手)負担となります。

Q7 現在設定中の相対による利用権設定は令和7年3月31日以降無効になるのか？

A7 契約期間中の相対による利用権設定は、令和7年3月31日以降であっても、その契約期間満了まで有効です。期間満了後、再度設定される場合は、農地中間管理機構を通じて設定いただくか、農地法第3条による貸借の手続きが必要です。

Q8 農地中間管理機構による貸借の手続きはどこに申し込むの？

A8 申し込み先は、丹波市役所農林振興課です。申し込み用紙に必要事項を記入のうえご提出ください。借り手が法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書及び定款を添えて、お申し込みください。また、貸付希望農地が相続登記未了の場合は、相続関係説明図等の提出が必要です。

Q9 申し込みから権利設定までどのくらいかかる？

A9 申し込みいただいた月から、設定完了まで約4か月かかります。

Q10 農地の出し手に相続が生じた時、何か手続きが必要ですか？

A10 農地中間管理機構が借り入れて受け手が耕作している農地において、農地所有者が死亡し、相続人が新たな農地の所有者となった場合であっても、貸借等の契約は相続人に引き継がれることとなります。
※ 相続人は相続発生届の提出が必要です。



先進地視察の実施 〔小浜市農業委員会〕

令和六年一月三十日に、「地域計画」策定における先進地視察として小浜市農業委員会を訪問しました。

視察では「農業委員会のコーディネーターによる地域の話合いの取組み」と題した内容で説明を受け、地域で活躍される農業委員さんとの意見交換を実施しました。

小浜市においても、農業者の高齢化、後継者不足など、農業に対する悩みが多くあり、地域計画の策定については、それぞれの集落に合った対応をすることが、難しいとの意見がありました。

全国農業新聞を 読んでみませんか

農業者の視点でお届けします

- ① 解説に力点をおいた企画編集とニュース報道
- ② 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- ③ 実務情報と経営者マインド
- ④ 読者の心に訴え、ともに生きる
- ⑤ 老若男女が楽しく読める

購読申し込みは丹波市農業委員会へ ☎ 0795-74-1504



発行日・・・毎週金曜日

購読料・・・1か月700円

農業者年金 積立年金

安心して豊かな老後のために農業者年金に加入しましょう！

農業者年金加入条件

次の要件を満たす方は
どなたでも加入できます。

- ① 60歳未満の方
- ② 年間60日以上農業に従事（配偶者・後継者も可）
- ③ 国民年金第1号被保険者

農業者年金のメリット

- ① 保険料は全額が社会保険料控除され節税になります
- ② 政策支援加入で国庫補助が受けられます
- ③ ライフステージに応じて保険料を変更できます
- ④ 確定拠出型のため安心な年金制度となっています

対象は認定農業者、認定新就農者で青色申告をしている人。
このほか、上記の家族経営協定を結んだ配偶者や後継者も対象になります。
収入が多い時は保険料を増やせば節税メリットも拡大します。



発行：丹波市農業委員会 編集：情報提供検討委員会

委員長 徳田 義信
委員 山口 勝則
委員 藤原 常夫

副委員長 安達 謙藏
委員 義積 克也
委員 余田 拓馬

委員 近藤 俊幸
委員 荻野 喜昭

